

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の様式)</p> <p>第2条 政令により提出する<u>申請書</u>は、法令に特別の定めがあるもののほか、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書</u>は、所管保健所長（県外に住所を有する者が提出する場合にあっては、知事）に提出しなければならない。</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 政令の<u>規定</u>により提出する<u>申請書等</u>は、法令に特別の定めがあるもののほか、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 <u>次に掲げる申請書等</u>は、所管保健所長（県外に住所を有する者が提出する場合にあっては、知事）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>政令第1条の製菓衛生師免許の申請書</u></p> <p>(2) <u>政令第3条第2項の製菓衛生師名簿の訂正の申請書</u></p> <p>(3) <u>政令第4条第1項の製菓衛生師名簿の登録の消除の申請書</u></p> <p>(4) <u>政令第5条第2項の製菓衛生師免許証の書換え交付の申請書</u></p> <p>(5) <u>政令第6条第2項の製菓衛生師免許証の再交付の申請書</u></p> <p>(6) <u>政令第6条第4項又は第7条の製菓衛生師免許証の返納書</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。